

卸売業者の販売原票取扱要領

1 趣 旨

この要領は、千葉市地方卸売市場業務条例施行規則（令和2年千葉市規則第55号。以下「規則」という。）第59条に規定する販売原票の取扱に関し、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

- (1) 卸売業者が行う卸売において、売買取引が成立したとき、これを証するため直ちに作成する原始記録を販売原票（以下「原票」という。）という。
- (2) 原票は、卸売業者が保管する正本と、市長に提出する副本を一組として構成するものとする。ただし、あらかじめ市長が認めた場合は、第9の項に規定する原票の事後検査終了後、正本の写しを書き換え不能な電子記録媒体に記録したものを、副本とするものとする。

3 原票の様式

- (1) 原票の様式は、市長の承認を受けたものでなければならない。
- (2) 原票は、規則第59条第2項に規定するものを最小限の記載内容とし、次に掲げる事項を記載した様式であるものとする。

ア 販売年月日

イ 出荷者名

ウ 委託、買付の区分

エ 品名、荷姿、量目、等階級、個数、数量、単価、仲卸業者又は売買参加者並びに千葉市地方卸売市場業務条例（令和2年千葉市条例第15号。以下「条例」という。）第40条第1項第1号から第3号までに規定する卸売の相手方（以下「第三者販売の相手方」という。）

オ せり人名又は販売担当者名、記帳者名、責任者印

カ 原票番号

4 電算用原票

相対取引により販売する場合に限り電算機又は電子計算機より出力された原票（以下「電算用原票」という。）の使用を認めるものとする。

5 事前検査

- (1) 市長は、卸売業者から提出された原票を事前検査し、市長の定める記号等を原票に穿孔したのち卸売業者に交付するものとする。
- (2) 卸売業者は、前号の規定による検査を受けた原票以外の用紙を使用してはならない。ただし、前項に規定する電算用原票においては、この限りでない。

6 原票の管理

- (1) 市長は、事前検査を終了した原票を交付するときは、販売原票交付簿（様式第1号）に受領印等を徴し交付枚数等を記録し管理するものとする。

- (2) 卸売業者は、原票の管理責任者を定め、販売原票管理簿にその受払いを明確にしておかなければならない。
- (3) 卸売業者は、原票を紛失した場合は、販売原票管理簿等にその旨を明記しなければならない。
- (4) 卸売業者は、原票を書損・汚損したときは、第9の項に規定する市長の事後検査を受けた後、善良な管理のもとにこれを保管しなければならない。
- (5) 電算用原票については、原票の記録性を補完するため、卸売業者は当該処理による原票の作成にかかわる書類（原票の原始記録となる注文票等）を原票と一緒に保管するものとする。

7 原票の記載

卸売業者は、原票の記載に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 販売年月日、荷主名又は荷印、品名、荷姿、量目、等階級、個数、数量、単価、仲卸業者又は売買参加者並びに第三者販売の相手方、委託、買付の区分等を所定の欄内に正確に記入しなければならない。
- (2) 記載は、容易に抹消できないボールペン等により正しく読み得る字体又は数字をもって記入しなければならない。
- (3) 数字の記入については、その単位を明らかにし、かつ全桁を数字で記入しなければならない。
- (4) 次に掲げる場合は、原票にその旨を付記しなければならない。
 - ア セリ売以外で販売したとき
 - イ 指し値のある委託物品であるとき
 - ウ 条例第40条第1項第1号から第3号までに規定する卸売であるとき
 - エ 条例第41条第1項第2号及び第3号に規定する卸売であるとき
 - オ 条例第45条第2項及び第3項の規定にする検査を受けたとき
- (5) 記載事項は省略してはならない。ただし、荷主名を荷印に省略することができる。また、記載事項が頭書と同一の場合は、当該欄をたて線をもって省略することができる。
- (6) 余白を残して記載事項が終了した場合は、最終行の次の欄に「以下余白」と表示しなければならない。ただし、斜線をもって抹消し、これに変えることができる。
- (7) 誤記により記載事項を訂正する場合は、訂正すべき文字又は数字を二本線で抹消し、その上部等に正記しなければならない。

なお、抹消した文字又は数字が判読できるようにしておかなければならない。
- (8) 単価、数量、個数、仲卸業者及び売買参加者並びに第三者販売の相手方を訂正する場合は、欄外等に訂正理由を明確に記載しなければならない。

8 原票の事後検査

- (1) 卸売業者は、販売終了後速やかに原票を市長に提出し、事後検査を受けなければならない。
- (2) 市長は、卸売業者から提出された原票について次のいずれかに該当した場合は、検印を行わないことがある。

- ア 前項の原票の記載方法によらない場合
- イ 明らかに故意による訂正と認める場合
- ウ 販売終了後、正当な理由なく原票の提出が速やかでない場合
- エ その他、不正行為と認められた場合

(3) 卸売業者は、事後検査の終了した原票を善良な管理のもとにこれを保管しなければならない。

9 原票の検印

- (1) 市長は、卸売業者から提出された原票のうち、単価、数量、個数、仲卸業者及び売買参加者並びに第三者販売の相手方に訂正があった場合は、検印を朱色によって訂正箇所を押印するものとする。ただし、個数については数量の記載がない場合に限り押印するものとする。
- (2) 市長は、卸売業者から提出された原票の事後検査を終了したときは、原票に年月日を穿孔するものとする。

10 事後検査後の訂正

卸売業者は、事後検査の終了した原票を訂正してはならない。ただし、規則第59条第3項に規定する訂正及び受託物品の異状に関する検査等実施要領に規定する卸売代金の変更については、この限りでない。

なお、第2の項第2号のただし書の規定を適用している場合は、副本として提出した電子記録媒体とは別の電子記録媒体に、訂正後の原票を記録して市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

